

28 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領 【上下水道局下水道管理課】

(目的)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2号（ただし、排水管、排水渠その他の排水施設を除く。）に基づく下水道施設における市民利用施設（以下「市民利用施設」という。）内において、震災時における地域住民の自主的な防災活動を推進するために必要な防災用資器材保管庫（以下「保管庫」という。）を設置することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 川崎市自主防災組織育成指導要綱第3条の規定により認められたものをいう。
- (2) 下水道施設 下水道法第2条第2号に規定する下水道をいう。ただし、排水管、排水渠その他の排水施設を除く。
- (3) 市民利用施設 地域融和施設として市民開放している下水道施設をいう。
- (4) 防災用資器材保管庫 自主防災組織が震災時などに活動する際、必要な資器材を収納するための保管庫をいう。
- (5) 資器材 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱第3条に規定する防災用資器材をいう。

(条件)

第3条 前条の保管庫は次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 自主防災組織の保管庫は当該組織が設置する用地が確保できない場合に限り、下水道施設内に設置することができる。
- (2) 自主防災組織の保管庫は行政財産の使用許可を受けた設置位置とする。
- (3) 保管庫の高さは2メートル以下とし、平屋造りとする。また、その規模は概ね6.6平方メートル（2坪）程度までとし、下水道施設の機能を阻害しない範囲とする。
- (4) 保管庫には管理団体名を明示すること。
- (5) 保管庫の設置は原則とし1施設1団体及び1団体1施設とする。
- (6) 市において必要があるときは、市は保管庫設置後における収納状況等を実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し指示することがある。
- (7) その他、市において公用若しくは、公共用に供するため必要性が生じたとき、又は条件に違反する行為が認められるときは、市は、直ちに設置許可の取消しをすることがある。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年3月23日から施行する。